

## 三郷町デジタル交通サービス導入推進協議会設置要綱（案）

### （設置）

第1条 三郷町において、その地域特性を踏まえたデジタル技術を活用した交通サービス（以下「デジタル交通サービス」という。）の導入を推進するため、三郷町デジタル交通サービス導入推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （協議事項）

第2条 協議会は、三郷町におけるデジタル交通サービスの導入の推進に係る次の事項について、連絡、協議、調整等を行う。

- (1) 三郷町におけるデジタル交通サービスのあり方に関すること
- (2) 三郷町におけるデジタル交通サービスの導入に係る中期計画に関すること
- (3) 三郷町におけるデジタル交通サービスの導入に係る実証実験に関すること
- (4) 協議会構成員の役割分担に関すること
- (5) その他三郷町におけるデジタル交通サービスの導入の推進に関して必要な事項

### （組織）

第3条 協議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、事務局が任命する。

- (1) 公共交通事業者を代表する者
- (2) 公共交通関係団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 地元を代表する者
- (5) その他実証実験等を実施するうえで関係する者

3 委員の任期は、3年とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に、関連法令や関係する取組みの観点から参考意見を求める必要があるときは、オブザーバーを置くことができる。

6 オブザーバーは、関連法令や関係する取組みを所掌する行政機関に属する者のうちから、事務局が選任する。

### （会長）

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の開催は、必要に応じて事務局が招集するものとする。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 委員及びオブザーバーは、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該所属職員をして、代理出席させることができる。

(関係者からの意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び出席者は、協議会で知り得た非公開情報を他人に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課まちづくりプロジェクト推進課及び三郷町まちづくり推進課が共同で務め、協議会の事務を共同して処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月21日から施行する。

2 この要綱の実施後最初に任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。